

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	示威行進及び集団示威運動に関する条例	公布日	昭和24年7月29日
条例番号	昭和24年三重県条例第24号	直近改正日	平成4年3月27日
所管部局課	警察本部警備部警備第二課	電話番号	059-222-0110(5792)
条例の概要	公共の安全及び福祉を保持するため、示威行進及び集団示威運動(以下「集団行動」という。)が、道路、公園等を行進し、又は占拠することにより、それを通行し、又は使用する他人の権利を侵すことがないよう、三重県公安委員会の許可をあらかじめ受けるのに必要な事項を定めるものである。	条例の類型	規制型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	集団行動が、道路、公園等を通行し、又は使用する他人の権利を侵害しないよう、集団行動を行おうとする者に三重県公安委員会の許可を受ける義務を課することは必要な措置であり、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	集団行動において公共の安全と福祉を保持するためには、適切な事前措置を講ずることが不可欠であり、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて事務を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	県民生活の安全と福祉を保持するため、集団行動に関して必要最小限の手続と規制を定めているものであり、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	義務を課し、又は権利を制限するには、地方自治法第14条第2項の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第14条第2項及び第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	いわゆる公安条例の合憲性については、昭和35年7月20日の最高裁大法院判決で確定している。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例の規定に基づいて事務を行っている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を達成するために必要な事項を規定しており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例の各規定は、必要不可欠なものばかりであり、一部であっても規定を廃止した場合、不測の事態を防止し、公共の安全と福祉の保持に支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	条例の対象は、集団行動の主催者及び参加者に限定されるが、条例の執行による効果は全ての県民に及ぶため、適正であると考えらる。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	集団行動の主催者及び参加者に限定されるが、公共の安全と福祉の保持という公益上の必要性は認められる。
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	

の他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特	記 事 項
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がない			
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無